

# 大友氏による阿南莊松武名百貫分の寄進について

梅野敏明

はじめに

阿南莊は現在の由布市挾間地区・庄内地区にわたる広大な莊園であり、豊後国一宮とうたわれた柞原（由原）八幡宮がその領主であった。阿南莊は大まかに三つの名で構成されており、松武名は阿南莊の名の一つである。松武名は現在の旧庄内町の大分川左岸一帯にあたり、現代でも水田が集中している地域である。

弘安八年（一二八五）に豊後国守護大友頼泰（大友氏三代当主）によつて作成された「豊後国図田帳」には「松武名三十六町二段」とあり、中世でも広大な水田があつたことがわかる。

さらに「豊後国図田帳」には「本名八町五段 松尾弥三郎跡、当知行未分明」とあり、それに続いて吉藤名・松永名・六郎丸名・則末名・安藤名・武宮村・森村・宗門名・石丸名と松武名を構成する小さな名や村などについて列記している。この松武名の本名を支配

していた松尾弥三郎について、「豊後国図田帳」の別系統の写本にあたる「豊後国田代注進状案（太田文）」には「松武本名八町五段御家人松尾弥三郎惟基跡、当知行不分明」と書かれている。このことから松尾弥三郎は鎌倉幕府の御家人になつていたことがわかるとともに、名前の惟基から「惟」の字を一族の名乗りの通字としている豊後大神一族の人間であることもわかる。

松武名と豊後大神氏の関係について、『大分県の地名』（平凡社、平成七年（一九九五）の四九六ページでは、「元来松武名は豊後大神姓松尾一族の領有するところであつたが、惟隆を祖として輩出する小原・大津留・武宮・橋爪氏らの庶子家に所領を配分するにあたり、新名が成立したため、複雑な構成になつたと考えられる。」と考察している。

## 一 大友氏による松武名百貫分の寄進

渡辺澄夫氏が編さんした「豊後国阿南莊史料」（『豊後国莊園公領史料集成』五（上）（別府大学、平成元年（一九八九））には、大徳寺の瑞峯院などに伝わっている松武名関係の史料を収録している。その中に、大友義鎮（宗麟）による松武名百貫分の寄進状がある。

### 【史料一】大友義鎮書状 ○「阿南莊史料」一七四号

（包紙ウハ書）

〔紫野 瑞峯院

衣鉢侍者禪師

義鎮

為當院御領、豊後國阿南莊之内、松武名百貫分之事、寄附仕候、至御代官、堅固被仰付肝要候、恐惶謹言、

（本文書き下し）

【當院（瑞峯院）御領として、豊後國阿南莊之内、松武名百貫分の事、寄附仕り候、御代官に至つては、堅固に仰せ付けられ肝

要に候、恐惶謹言、】

(弘治二年力)

五月廿三日

紫野

瑞峯院

(大友)  
義 鎮(花押)

〔本文書き下し〕

衣鉢侍者禪師  
(編さん者の注記)

○瑞峯院ノ大友義鎮塔頭トナルコト、(天文廿一年力)三月 十六

日大友義鎮書状(『大分県史料』一六所収「瑞峯院文書」)二見ユ  
この大友義鎮の史料に統いて、大友家加判衆(宿老)たちの連署  
書状が収録されている。

〔史料二〕大友氏加判衆連署書状 ○阿南莊史料一七五号

(包紙ウハ書)

〔

紫野

瑞峯院 拝上

衣鉢侍者禪師

紫野 拝上  
瑞峯院

衣鉢侍者禪師

志賀 安房守  
雄城 若狭守  
田北 大和守  
吉岡 越中守  
白杵 越中守  
鑑 続

この史料一・二は年代の記載はないが、松武名寄進の関係史料である「阿南莊松武名米錢諸納帳」(「阿南莊史料」一七六号)や「阿南莊松武名百貫分納分帳」(「阿南莊史料」一七七号)、「阿

豊後国阿南莊之内松武名百貫、至当院被致寄附候、被差置御代官、諸済物等之儀、堅固被仰付肝要之段、以直書被申候、珍重候、然者諸点役等之儀、一円可止綺之段、対検断職堅被申付候、此由御心得專要候、恐惶敬白、

〔本文書き下し〕

〔豊後国阿南莊之内松武名百貫、当院(瑞峯院)に至り寄附され候、御代官を差し置かれ、諸済物等の儀は、堅固に仰せ付けられ肝要の段、直書(「大友氏当主からの書状」という意味。具体的には「史料一」をさす)を以て申され候、珍重に候、然らば諸点役等の儀は、一円綺いを止めるべきの段、検断職にして堅く申し付けられ候、此の由御心得專要に候、恐惶敬白、〕

五月廿三日

(白杵)鑑 続(花押)

(吉岡)長 増(花押)

(田北)鑑 生(花押)

(雄城)治 景(花押)

(志賀)親 守(花押)

武名百貫分田畠坪付帳」（「阿南荘史料」一七八号）の作成年代が弘治二年（一五五六）であることから、史料一・二の文書が作成されたのも弘治二年と判断してもよいのではないかと思われる。

そして、史料一と二の文書の役割であるが、まず史料一において大友氏当主（史料一の場合は大友義鎮）が大徳寺瑞峯院に対して松武名百貫の土地を寄附する旨を伝え、そして史料二において五名の大友氏加判衆が連署して大徳寺瑞峯院に対する土地の寄附を保証しているという関係になる。さらに史料二では大友家加判衆が現地を統括する検断職に対し、大徳寺瑞峯院から派遣された代官たちの支配を妨害しないように命じている。

中世では、例え大名から領地を与えられても、その当事者が自らの武力で実効支配をしなくてはいけないのが慣例であつた。しかし、大友義鎮自らが自身の菩提寺である大徳寺瑞峯院に土地を寄附したため、大友氏加判衆を始めとする家臣団の行政的な権力でその寄附を保証した珍しい事例ではないかと思われる。

## 二、弘治二年における大徳寺瑞峯院への寄進の背景

ここで問題になるのが、大徳寺瑞峯院に寄進した松武名百貫の土地はもともと誰の所領であったのかという点である。一般的には中世において土地にはそこを支配する領主があり、その領主の下にはさらに細かく所有権が分割されていたと言われている。松武名に関しても同様であり、阿南荘の荘園領主である柞原八幡宮の下にはさらに現地を支配する名主や地頭らがおり、その支配関係は重層的で

あつた。前述のように松武名には豊後大神氏の一族である松尾氏やその庶子家が支配してきた。そして、その庶子家中でも現在の旧庄内町小原地域を拠点にした小原氏が大友家の加判衆として台頭して、大友氏領国内で大きな権力を振るうようになったのである。

しかし、弘治二年に時の小原家の当主であつた小原鑑元が肥後国南関城（現在の熊本県玉名郡南関町）にて反乱を起こした。小原鑑元は大友家の命によって本貫地である豊後国阿南荘を離れて、肥後国南関城の城督として派遣された。小原鑑元が大友氏に対して謀反を起こした背景には諸説あるが、大友氏一族である同紋衆ばかりを重用する大友義鎮の姿勢に反感を抱いたという説が有力である。小原鑑元が起こした反乱はすぐに鎮圧され、小原鑑元が持つていた膨大な所領は大友氏によつて没収されたと言われている。松武名百貫も小原鑑元の所領であつた可能性が考えられ、その没収地の中から松武名百貫の土地を選んで大徳寺瑞峯院に寄附したのではないかと思われる。